

令和2年度

第2回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 2 回 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年5月20日（金）午後2時30分から午後3時56分
- 2 開催場所 葵消防署5階 53会議室
- 3 出席委員（19人）

会長	13番	西ヶ谷量太郎			
会長職務代理者（副会長）	12番	徳田 雅亮			
委員	1番	伊藤 修司	2番	遠藤 公夫	3番 大石 雅章
	4番	大石 泰子	5番	大塚 師輝	6番 佐藤 直美
	7番	佐藤 操	8番	白岩 正行	9番 杉山 寿朗
	10番	鈴木 茂樹	11番	鈴木 長一	14番 西子 親慶
	16番	堀越 隆	17番	牧野 正昭	18番 松永 一雄
	19番	望月 芳明	20番	山田 常己	
- 4 欠席委員（1名）

15番	仁藤 雅巳
-----	-------
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 9号 非農地証明申請について
 - 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
 - 議案第11号 農業委員会が定める別段の面積案の決定について
 - 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第 7号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第 9号 農地法第43条第1項の規定による届出について
 - 報告第10号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて
 - 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 青嶋 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主任幹 小林 満明、主事 寺園 理帆、主任幹兼農地係長 望月 嘉里、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美、主任主事 山本 雄輝

7 会議の概要

議 長 　　ただ今から、令和2年度第2回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、15番 仁藤雅巳委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。まだお見えになっていない委員が1名おりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なし)

11番 鈴木長一委員、14番 西子親慶委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第6号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　【議案第6号朗読】

申請は2ページに記載のとおり9件でございます。内容については、担当職員から説明いたします。

議 長 　　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 　　1班です。整理番号7番、8番については同一案件のため、合わせて説明させていただきます。清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、整理番号7番については、売買による所有権移転、整理番号8番については、使用貸借権の設定です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。

整理番号10番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

8 番 職員から説明がありました4件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号11番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理番号12番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。なお、7筆は現在竹林になっているが、筍の収穫を計画しており、段階的に整備する予定とのことでありました。また、現在は従事者4名で、将来は孫に継承していきたい意向がありました。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

3 番 職員から説明がありました整理番号11番については、3班としては許可相当と判断しました。整理番号12番の案件につきまして、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

現地調査の時に現在の経営状況を聞きました。現在は水稻、イチジク、みかん、野菜及び筍を作っています。しかし、必要な量の収穫ができないということで、規模を拡大したいとのこと、特に筍が手狭で、もう少し広くしたいという話でした。山側の農地、竹林については荒れている所もあり、大丈夫かと思い、現在の竹林の管理を確認したところ、管理の手間が少なく、斜面であるが適地であるということでした。こちらかの要望は、荒らさないように、放任竹林にならないように適切管理していただきたい旨伝えました。

結果としては、現在も農業しており、農業に対する知識も豊富であり、息子夫婦を含めた4人で行っていくことと、併せて、将来孫を含めた5人で行ってきたい意向もあり、将来を見据えた考え方も伺え、経営に意欲的であることから、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号13番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号14番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を

拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理番号15番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、妹から姉への贈与による所有権移転です。

2 番 ただいま、事務局から説明のありました、3件について、4班として許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第7号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり1件でございます。内容については、担当職員から説明いたします。

議 長 それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 2班です。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在、実家で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になったため住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、周囲に農地は残らないため、問題がないと思われれます。

4 番 職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第7号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第8号朗読】

申請は6ページ、7ページに記載のとおり10件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号7番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請者は、市内に本社を置く電気通信事業を営む法人です。申請事由ですが、現在、事業所周辺に駐車している社員等の駐車場が不足しており、納品する車両の駐車スペースがないため、所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号8番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請者は、報徳に関する事業を営む法人です。申請事由ですが、かねてから強く望まれていた道路の狭あい箇所の拡幅のために本申請地を買い受け、静岡市に寄附したく申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請者は、市内に本社を置く鉄工業を営む法人です。申請事由ですが、現在、同じ町内に工場がありますが、敷地が狭いため資材置場がなく、所有者に相談したところ話がまとまり、申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

8番 整理番号7番につきましては、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を実施しましたので、報告いたします。

会社は携帯電話の関係の会社で、会社も申請地の横にあるのですが、社員の車が30台くらい置いていまして、ほとんど空きのスペースがないということで、先ほど話がありましたように、搬入の車とか、会社の車を置くところがなく、それこそ会社の車と社員の車を入れ替えて駐車場を利用している状態です。本当に目一杯でした。ですので、申請地に社員の専用駐車場を30台分確保して、空いた所を会社の車、或いは搬入してくる車の駐車スペースにするという話でした。

隣接の農地もありませんでした。

職員から説明がありました整理番号7番、8番、9番については、1班としては許可相当と判断しましたので、ご審議よろしくお願いたします。

事務局

2班です。整理番号10番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現在借家にて生活しておりますが、分家住宅として自己用住宅を建てたく、申請に及んだものです。農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外にじみ出しに該当します。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われま。

4番

職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局

3班です。整理番号11番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は総合建設業を営み、県外に本社を置く法人です。申請事由ですが、申請者は本市の公共事業である雨水貯留管の埋設工事を2者からなる共同企業体の1者として工事を請け負いました。このため仮設現場事務所、資材置場及びローラークレーンを含む工事車両用駐車場などが必要であることから、この周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり、一時転用の申請に及んだものです。転用期間は1年5ヵ月です。農地区分は第1種農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用終了後は、田として使用する作付け確約書が提出されています。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。

整理番号12番、葵区の案件ですが、令和2年5月15日付け、取下願が提出されました。整理番号13番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、建設業を営む法人です。申請事由ですが、現在、清水区の本社及び同区の賃借地で車両及び資機材等を保管しているが、手狭になってきたことや、賃借している土地の賃借契約期間が満了することから、代替地を探していたところ、今回土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。申請地には、トラック7台、軽自動車3台、ハイエース2台及び営業用自動車2台、その他従業員用普通自動車10台の計24台置く予定です。農地区分は第2種農地と判断されま。

隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。なお、隣接地は、東側は宅地及び農地、西側は宅地及び道路、南側は雑種地及び農地、北側は宅地及び道路となっており、農地部分の一部はすでにハウスやフェンス等が設置されており、農地への影響は少ないと思われま。代替性についても検討済とな

っています。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。整理番号14番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、給排水工事業を営む法人です。申請事由ですが、申請者は本市の公共事業である排水管布設替工事を請け負いました。このため仮設現場事務所、資材置場及び作業車両駐車場などが必要であることから、周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり、一時転用の申請に及んだものです。転用期間は8ヵ月です。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。転用終了後は、畑として使用する作付け確約書が提出されています。

3 番 職員から説明がありました整理番号11番、14番については、3班としては許可相当と判断しました。整理番号13番の案件につきまして、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。土地利用計画については、土木用型枠・足場の置き場、工事車両及び職員用の駐車場に利用するものであり、周辺に資材が飛散するなどの可能性は低いものと思われます。職員はここから作業用車両で現場へ行くとのことでした。申請地周囲はメッシュフェンス等を設置し、周辺の土地への侵入等を防止し、敷地内は砕石舗装を行い、雨水の流出を抑制する計画です。また、敷地では車両のメンテナンスはしないので、油脂の流出の危険性は低いものと思われます。申請地の周囲は、2方向、北側、西側が宅地・道路、南側は資材置き場・農地、東側は一時転用の工事資材置き場、これは14番です。また一部が農地に隣接しています。このようなことから、潰れる農地は比較的大きいがやむを得なく、周辺の農地への影響は少ないものと判断するものです。また、周辺住民への説明をしているとのことでした。以上のことから3班として許可相当判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 4班です。整理番号15番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になったため住宅を建てたく、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号16番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在の津波浸水想定区域の至近距離にある住まいから、居住環境が良好な場所に移住したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水

等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号17番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地隣地の譲受人の自宅駐車場が狭いため、住宅敷地を拡張したく、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。周囲に農地は残りません。

2 番 　　ただいま、事務局から説明のありました、3件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 　　10番は、第1種ということで、青地だと思ひますが。にじみ出しということですが、地図の中でにじみ出しが使えないという所はありますか。全部青地だと思ひのですが。

事 務 局 　　こちらは青地ではなくて白地になります。議案書中、区域区分の農地区分に第1種と記載されているところは白地ということになります。青地の場合は農用地と入っております。

5 番 　　にじみ出しとは、白地の場合がにじみ出しということですか。

事 務 局 　　白地の場合の第1種農地になります。この場合は、原則的には許可できない場所になりますが、分家住宅の場合、都市計画法の中で、開発指導課の方でみるのですが、50戸連単等ありますが、開発指導課で分家住宅を建てられる基準に該当する場合は、農業委員会でもにじみ出しということで許可が出せるという取り扱いになります。

5 番 　　青地の場合の農地区分の表示はどうなりますか。

事 務 局 　　青地の場合は農用地となります。白地の中で第1種、第2種、第3種に分かれています。

5 番 　　分かりました。

事 務 局 　　青地という所で転用はできません。青地でできることは一時転用のみということになります。今回の中で、農用地に入っているものはありません。

5 番 　　青地でもにじみ出しという表現で建っている所はありませんか。青地は全くできないのですか。

事 務 局 　　はい、できません。

5 番 　　青地でできているところを聞いているのですが。それはどういう所ですか。

事 務 局 　　基本的には許可はありません。しかし、青地を外して、農用地から第1種、第

2種にして物を建てることはありますが、青地は必ず外さないと物は建てられません。

5 番 事務局 この人の所は青地ではないと思うのですが、この地域、青地ではないですか。
全体が青地ということではなく、外れている所もあります。白地になっている所も事実あります。

5 番 事務局 この区域の一带はどうなっていますか。
その区域は、青地はない場所になります。

5 番 事務局 通常、青地の所でも外して家を建てますよね。
青地から除外ということで白地に変えて。

5 番 事務局 これは除外ではないのか。
青地から白地にすることが除外ということになります。

5 番 事務局 除外はどこかに表示がでできますか。
除外をしている場合は、白地になるので、書き方でいうと第1種か第2種という形で記載されます。

5 番 事務局 農用地という表現はでてこないのですね。
農用地ででてくる可能性があるものは、農用地区域内農地の許可基準に該当するもののみになります。青地、農用地で住宅ということはありません。

5 番 事務局 分かりました。

1 8 番 事務局 にじみ出しについて、詳しい内容をもう一度説明してください。今年度変わっているということを聞いているのですが、変わっていますか。

不許可の例外、にじみ出しですが、建てられるかどうかについての判断は開発指導課になります。農業委員会で建てられるか否かの判断はしていません。集落の考え方については、散在集落という取扱いの累計がありますが、その中身が地域の実情を鑑みてということになりますが、地域の実情を鑑みて相当数の規模を判断すべきことから10戸程度の家屋が隣戸間隔50m以内で密集連続している状態と考えるべきということで、50mの範囲内に10戸以上が連続して密集しているような状態の場合、該当になる可能性があるということです。その外、集居集落、密居集落、散居集落とありまして、散居集落というと、隣の棟との間隔が50m以内で、概ね50戸以上の家屋が集落している状態、とういような考え方も書き方の中ではあります。静岡県開発許可基準にならい、原則概ね50戸以上で判断をする形にはなりますが、詳細については開発指導課の方で場所を見

て、ここはどのような基準で、といった形になりますので、その都度、場所ごとに対応は確認していただく形になります。恐らくこの基準が変わったというようなことは直接聞いておりませんので、変わってないと思われま

1 8 番 事務局 これは分家住宅ですけれども、本家と分家の間の距離は関係ないのですか。
関係ありません。

1 8 番 分かりました。

1 1 番 整理番号7番、地図を見ると複雑な形状、意図的なのか。入り組んでいたり、
変な形になっているが、何か意味があるのですか。

事務局 公図上の形ですけども、実際は斜面が含まれておりますので、駐車場に使える部分は少ないのです。平米数は1, 200以上あるのですが、ここを測量すると
なると、斜面が測量しきれないということで、この平米数、そのままやっています。実際に使えるところは平らな部分しか使えないということです。この後に
非農地証明がでてきますが、そこで全体は原野化されてしまっていることもあります。全部を使うということではありません。

1 0 番 整理番号11番は何のための一時転用なのか確認させてください。

事務局 一時転用の理由としては、雨水貯留管設備を埋設するために1年5カ月間、一
時転用するということです。内容としては、ローラクレーン、仮設現場事務所、
資材置場として利用することになっています。雨水貯留管埋設工事ということで、
共同事業体の1者ということで請け負って、一時転用をするということで伺っ
ています。

1 0 番 田んぼの中に埋設するのですか。

事務局 雨水貯留管を埋設する場所については、図面を見ていただくと、交差点がある
のですが、その交差点から左下へ向かっている道路の下に埋設するということ
です。終わりは街道の所までが今回の工事の区間ということで埋設するとい
うこと

1 0 番 道路が使えなくなる場所がありますか。

事務局 計画としては交差点の一部が使えなくなるということで計画では上がってき
ていますが、街道に向かう道路についての確認は取れていませんが、交差点内
で一部片側通行という形に、時間で変わるとは思いますが、そういうことの
図面に
な
って
いま
す。

1 0 番 農道が使えなくなると聞いていますが、農道が使えなくなることを地元が承知

しているかなどの記載はされていますか。地元が承知しているかだけ確認したい。

事務局 この工事自体が公共事業ということで、地元への説明等については、所管課が説明しているかどうかになりますが、それについては事務局で確認をします。今は情報としては持っていませんので、確認させていただきます。

1 0 番 よろしくお祈いします。

1 1 番 下水道の整備事業をやっている所については、事務局が言っているように、市の下水道企業局から埋設する工事の計画、資料が流れています。工業者がやることではなく、間違いなく地元には流れます。多分大丈夫です。

議長 発言もないようですので、議案第8号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第9号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり3件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号2番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、原野です。こちらの案件ですが、亡き父が体調を崩し、耕作できない状態が続き、現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和2年4月30日に、地区担当農業委員会会長の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。整理番号3番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、亡き父が倉庫を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和2年5月1日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。

8 番 職員から説明がありました2件については、1班としては承認することと判断しました。よろしくお祈いします。

事務局 続きまして、整理番号4番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。昭和28年に倉庫を建築し、また、昭和37年に鶏舎及び便所を建築し、現在に至り、証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。

令和2年4月30日に、地区担当農業委員に航空写真を確認していただきました。

4 番 職員から説明がありました1件については、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第9号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第9号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第10号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第10号朗読】

申出は11ページから14ページに記載のとおり7件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 それでは、説明いたします。整理番号4です。当該生産緑地は平成20年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約240日農作業に従事していました。今回の現地調査については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態を踏まえ、4月30日に事務局職員のみで現地調査を実施し、後日申出者へ電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と写真で確認していただきました。続きまして、整理番号5です。当該生産緑地は平成25年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。4月30日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と写真で確認していただきました。続きまして、整理番号6です。当該生産緑地は平成26年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。4月30日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と写真で確認していただきました。続きまして、整理番号7です。当該生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約180日農作業に従事していました。4月30日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と写真で確認していただきました。続きまして、整理番号8です。当該生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約180日農作業に従事していました。4月30日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員

に調書と写真で確認していただきました。続きまして、整理番号9です。当該生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約330日農作業に従事していました。4月30日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と写真で確認していただきました。続きまして、整理番号10です。当該生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。4月30日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と写真で確認していただきました。

議長 　　ただいまの議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　発言もないようですので、議案第10号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第10号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第11号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　【議案第11号朗読】

別段の面積案は16ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 　　下限面積については、原則50aであります。農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めることができるとなっており、一部の地区の50aを除き、地域ごとに20a、30aに下限面積が緩和されています。農地法施行規則第17条第2項に示された農林水産省で定める基準の中に2点あります。耕作がされない農地等が相当程度存在する地域であること。それから設定区域の位置、規模からみて小規模農地の耕作者が増えることにより、地域内、地域周辺の農地の効率的且つ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと。この2点が示されており、この基準を受けて農地法第3条第2項第5号の規定による中山間地域の別段の面積及び区域の指定を行うもので、静岡市においては、平成31年4月に施行しました中山間地域空き家バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度の第1号の案件となります。内容につきましては、議案書16ページに記載のとおりです。申請者は中山間地域空き家情報バンクで登録された葵区の住宅を購入し、平成30年4月に市内から転居をした方です。今回住宅の

隣接地の農地を拡幅して今後は根菜、葉菜類の栽培を予定しています。当該地区の下限面積は30aであります。今回の申請により下限面積を下げ、当該地番の一筆については、下限面積を3.1aと定めるものであります。なお、この決定を受け、6月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされることとなります。

- 議長 ただいまの議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 3番 別段の面積を3.1aとしたのは、どういうことなのか。
- 事務局 今回の下限面積につきましては、この地番の一筆の面積分だけになります。この制度につきましては、あくまでも中山間地域、空き家バンクを利用して転居した方が農地を取得する場合ということに限っております。この方が別の用地を求めることになれば、またその筆の面積分を下限面積として定める形になります。
- 3番 要するに簡単に言えば、その人の条件により少しずつ面積を変えていくことが可能ということですか。
- 事務局 購入する、或いは賃借する農地の筆ごとに申請をいただき、面積を下げる形になります。
- 3番 その都度ですか。
- 事務局 そうです。勿論、地域の下限面積を超える面積を取得して営農するというのであれば、この条件を使用せず、申請することが可能です。
- 18番 空き家バンクの場合、全国的には農業委員会で1aとか、3aとか規定してあるのではと思うのですが、そういうことを定めることはできませんか。
- 事務局 全国的では1aとか、3aとか定めていますが、静岡の場合は一筆に関してということで規定していますので、面積は定めていません。使用したい筆があればその面積を以って定めていきます。
- 議長 発言もないようですので、議案第11号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。
- それでは報告事項に入ります。報告第6号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。
- 事務局次長 **【報告第6号朗読】**
- 通知は18ページの3件がございました。内容については記載のとおりでござ

います。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。
詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。整理番号1番と2番については、同一の
案件になります。借入人の体調不良のため、合意解約しました。整理番号2につ
いては、所有者が耕作するというので、公社から農地が返還されました。その
他の農地については、再配分して、他の人に賃貸することになっています。整理
番号3番については、他の賃貸借契約の更新に伴い、契約を一本化するため、合
意解約しました。新たな契約は、6月総会で農地利用集積計画案を議案上程する
予定です。新しい契約期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日の予定と
きいています。

議長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第7号朗読】**

届出は20ページから26ページの81件がございました。その内訳は、4条
の転用が32件、5条の転用が49件で、いずれも内容については記載のとおり
でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしま
した。

議長 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、報告第7号を終わります。

次に、報告第8号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第8号朗読】**

届出は28ページから30ページの42件がございました。いずれも内容につ
いては記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いた
しました。

議長 ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、報告第8号を終わります。

次に、報告第9号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第9号朗読】**

届出は1件、内容については32ページのとおりでございます。書類は完備し
ておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明

いたします。

事務局 それでは説明させていただきます。本案件は、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出です。平成30年11月に農地法が改正され、施行された農作物栽培高度化施設に関する特例、通称、コンクリート農地の扱いの静岡市の第1号の案件となります。この届出をした後に設置する施設については農地のままの扱いとなり、課税も農地課税となります。届出の内容については、議案書32ページに記載のとおりです。届出者は、葵区の会社で、法人の代表者氏が父親より賃貸している農地に、今後、鉄骨パイプ構造の建物216㎡を設置し、しいたけの菌床栽培を行うものです。法に定める施設の規模等、基準を満たしており、添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第9号を終わります。

次に、報告第10号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第10号朗読】

申出は1件、内容については次の34ページのとおりでございます。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。整理番号1は、4月30日、最適化推進委員と現地確認を行い、適正でありましたので、適格者証明を交付しました。

議 長 ただいまの報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第10号を終わります。

次に、報告第11号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第11号朗読】

届出は1件、内容については36ページの記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第11号を終わります。

以上をもちまして、第2回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。